

平成29年6月4日
在ドバイ日本国総領事館

在ドバイ総からの注意喚起：国際運転免許証での運転

先日、日本国籍の方が、当地滞在査証を取得済にもかかわらず、国外運転免許証（国際運転免許証）で運転を行ったとして、当地警察に旅券を没収されるという事案が発生いたしました。

当館ホームページでも注意喚起しておりますが、国外運転免許証（国際運転免許証）で運転が可能なのは、「観光客等の短期滞在者のみ」であり、長期滞在を目的とする方は、当地で UAE 滞在査証（ビザ）取得手続きを「開始（申請）」した時点から、国外運転免許証（国際運転免許証）での運転はできず、UAE 滞在査証（ビザ）取得後に、UAE の免許証に切り替えていただく必要がありますので、くれぐれもご注意ください。

<当地での運転について>

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_driving.html